

公益社団法人 葛飾法人会青年部会 会則

(名称・事務所)

第1条 この部会の名称は、公益社団法人葛飾法人会（以下「この法人」という）青年部会（以下部会という）と称し、事務所をこの法人の事務局に置く。

(目的)

第2条 部会はこの法人の行う事業に協力すると共に、部会員相互の親睦を図り、近代経営者の第一条件たる経理と税法に関する高度の知識体得に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成する為に下記の事業を行う。

- (1) 国税及び地方税関係の法規並びに、経理経営に関する研修会、説明会等の開催
- (2) 青年経営者としての見識を高める為に、広い視野に渡る講師による講演会の開催
- (3) 部会員相互の親睦を図る為のレクリエーションの開催
- (4) その他、部会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第4条 部会は、この法人の会員法人のうち50歳までの青年経営者及び幹部有志、並びにそれに準ずる者で、本部会の趣旨に賛同せる者を持って部会員とする。

(資格の取得)

第5条 部会員になろうとする者は、所定の申込み手続きを行うことにより入会する事ができる。

(会費)

第6条 部会員は、別に定める会費を負担する。部会員が、その資格を失った場合は、既納会費は返却しない事とする。

第7条 第6条による部会員の会費は年額10,000円とする。納入は1期1回払いとする。

- 2 年度途中の入会の会費は4月～6月(第1四半期)入会は第2四半期以降の会費を一活支払いとする。第2四半期以降の入会も同様とする。
- 3 年会費の増減は役員会の協議により変更できる事とする。
- 4 事業を開催する時は必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

(雑則)

第8条 この会則を改廃するときは、この法人の理事会の承認を得なければならない。

第9条 この会則に規定する以外の事項については、本部の定款を準用する。

附 則

この規定は、平成28年4月8日から施行する。